（記入要領）

1　本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、直接保有法人等（外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第26条第５項に規定する直接保有法人等をいい、対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第２条第25項第９号に規定する出資証券所有法人等を含む。以下この記入要領において同じ。）が株式等を保有する国内の会社等（以下この記入要領において「国内の会社等」という。）及びその子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）又は対内直接投資等に関する命令第３条第５項に規定する他の会社（以下この記入要領において「連結子会社等」という。）が営む事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第３条第４項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種又は別表第１から別表第３までのいずれにも掲げられていない業種に該当するものをいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣又は当該国内の会社等若しくは連結子会社等のうち事前届出対象である技術若しくは情報（対内直接投資等に関する命令第３条第２項及び第６項、第３条の２第４項、第４条第３項並びに第４条の３第３項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報を定める件（告示）に規定する技術又は情報をいう。以下この記入要領において同じ。）を保有する法人が営む事業（当該技術又は情報に関連するものに限る。）を所管する各事業所管大臣を明記すること。なお、宛先の「事前届出業種等を所管する大臣」には、事前届出の対象となる業種又は技術若しくは情報を保有する法人を所管する大臣を選択すること。

2　「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

3　「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。「７　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄についても、同様とする。

4　「届出者」欄中「国籍・設立国等」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。「５　直接保有法人等」欄中「国籍・設立国等」欄、「６　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「国籍・設立国等」欄及び「７　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国籍・設立国等」欄についても、同様とする。

5　「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。「５　直接保有法人等」欄中「ウェブページのリンク」欄、「６　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「７　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。

6　「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を注１に記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、前回届出時点に届け出た内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日及び前回届出時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。

7　「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

8　「１　役員の選任に係る外国法人等」欄中、外国法人等（外国法令に基づいて設立された法人その他の団体をいう。以下この記入要領において同じ。）が設立準備中の場合には、「⑴　名称」欄にその旨併記すること。

9　「２　行使する外国法人等の議決権の数量等」欄において、本届出の対象となる行使において行使する外国法人等の議決権の数量及び議決権の総数に占める割合を記載すること。本届出書受理日において確定していない場合には、その見込まれる最大の値を記載することができる。その場合、記入した値の後ろに「（最大）」と記載すること。また、本届出書受理日において届出者が保有する外国法人等の実質保有等外国議決権（令第２条第25項第11号に規定する実質保有等外国議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数及び当該実質保有等外国議決権の数の当該外国法人等の議決権の総数に占める割合を併記すること。本届出書受理日において届出者が保有する当該外国法人等の実質保有等外国議決権の数及び当該実質保有等外国議決権の数の当該外国法人等の議決権の総数に占める割合と本届出の対象となる行使時点において行使する当該外国法人等の議決権の数量及び議決権の総数に占める割合が異なる場合には異なる理由を記載すること。

10　「３　行使の時期」欄について、本届出書受理日から６カ月以内の日であって、当該受理日において予定している行使の時期がある場合は当該行使の時期を記載すること。具体的時期が未定の場合は「予定時期未定」を選択すること。

11　「４　行使の目的等」欄中「⑶　候補者の氏名、住所及び国籍等」欄において、本名に代えて本名以外の呼称で本名に代わるものとして広く通用しているものがある場合には、氏名に併記すること。

「⑸　候補者の経歴及び現職」欄において、候補者が令第３条の２第１項第３号から第５号までに規定するものの役員又は使用人その他の従業者（以下この記入要領において「政府関係者」という。）であった場合、政府関係者であった期間及び当時の役職を明記すること。

「⑺　候補者の選任に係る議決権行使をする目的（直接保有法人等の経営関与に関する方針を含む。）」欄において、候補者として自ら又は自らの関係者（令第２条第22項各号に掲げるものをいう。）を選定した理由についても記載すること。

「⑻　国内の会社等の事前届出業種に属する事業及び事前届出対象の技術若しくは情報に係る事業への関与方針」欄は、届出者が候補者を通じて国内の会社等の営む事前届出業種に属する事業及び事前届出対象である技術若しくは情報に係る事業について、該当する事項を選択するとともに、どのような関与を行う予定か記載すること。